令和８年度　介護保険施設等集団指導

周知事項

１　非常災害に関する掲示について

２　その他の周知事項

鹿児島市　指導監査課

１　非常災害に関する掲示について

（１）非常災害に関する掲示について

【対象：訪問系サービス、福祉用具貸与などを除く】

平成２５年４月１日より、介護保険サービス事業や高齢者福祉施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例において、非常災害対策について規定されています。

（※下記①、②）

①介護事業者は、当該介護事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てなければならない。

②介護事業者は、非常災害に関する具体的計画の内容については、従業者及び利用者に分かりやすく当該介護事業所内に掲示しなければならない。

１　非常災害に関する掲示について

（２）非常災害対策の計画作成に当たっての留意点

　非常災害対策の計画で作成するものは、以下の①、②になります。また、非常災害対策の計画作成のポイントは以下の③～⑤になります。

①非常災害の予測又は非常災害発生時からの行動手順

②行動するに当たって必要となる「役割分担表」や「緊急連絡網」など

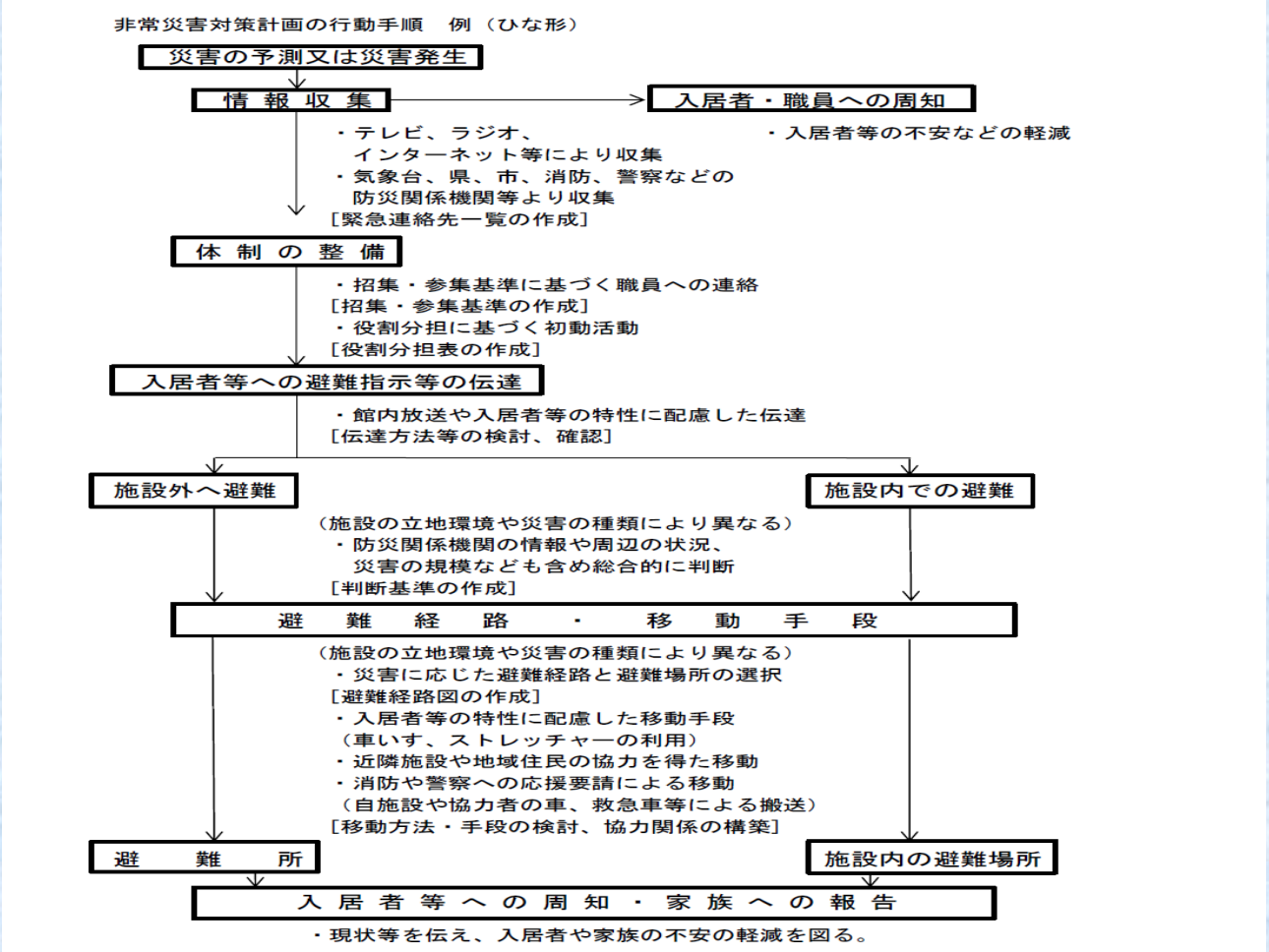
③災害ごとに対応した計画を作成する。

④非常災害時の体制整備も行い、関連する資料も作成する。

⑤非常災害時に必要となる情報の整理と非常災害に関する情報収集の方法の確認

1　非常災害に関する掲示について

（３）非常災害対策計画の行動手順　例（ひな型）



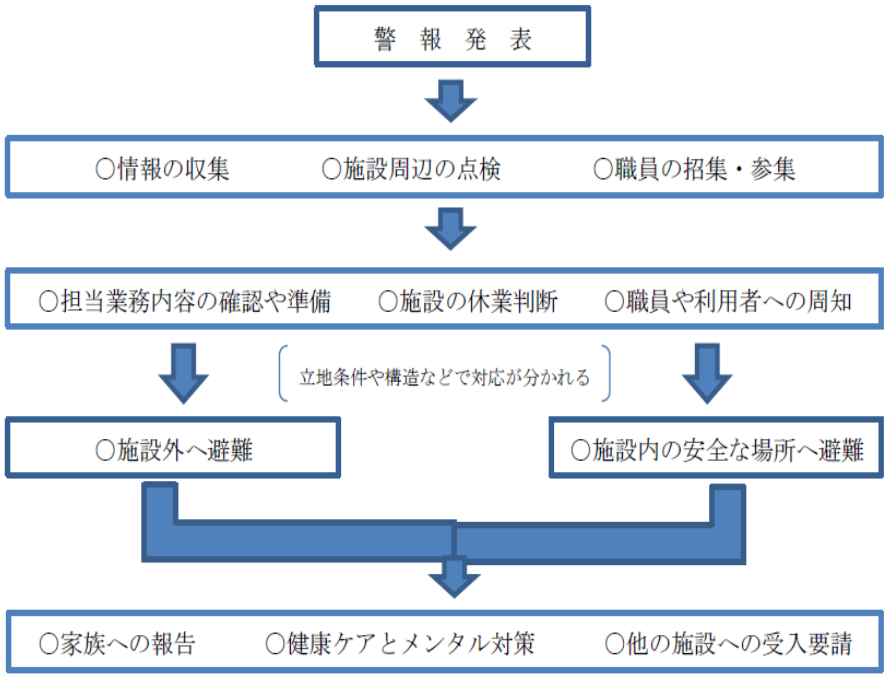
1　非常災害に関する掲示について

（４）非常災害対策計画の行動手順　例（風水害、地震）

1　風水害

気象情報などで危険の接近を知ることができ、事前の準備ができる災害です。

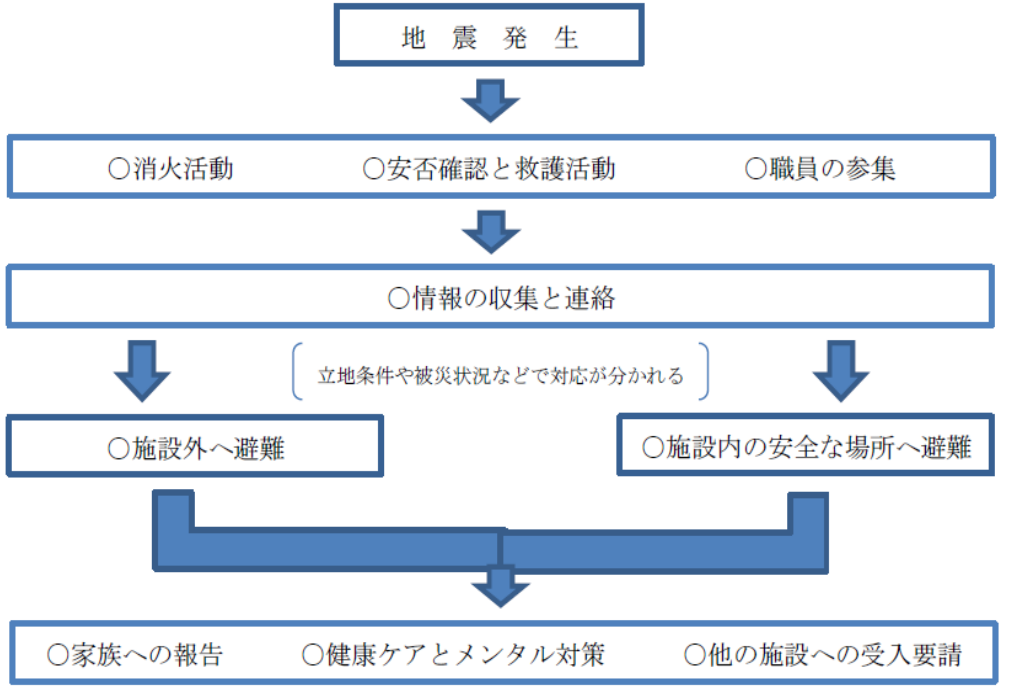
【非常災害時の行動手段】



2　地　震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害です。

【非常災害時の行動手段】



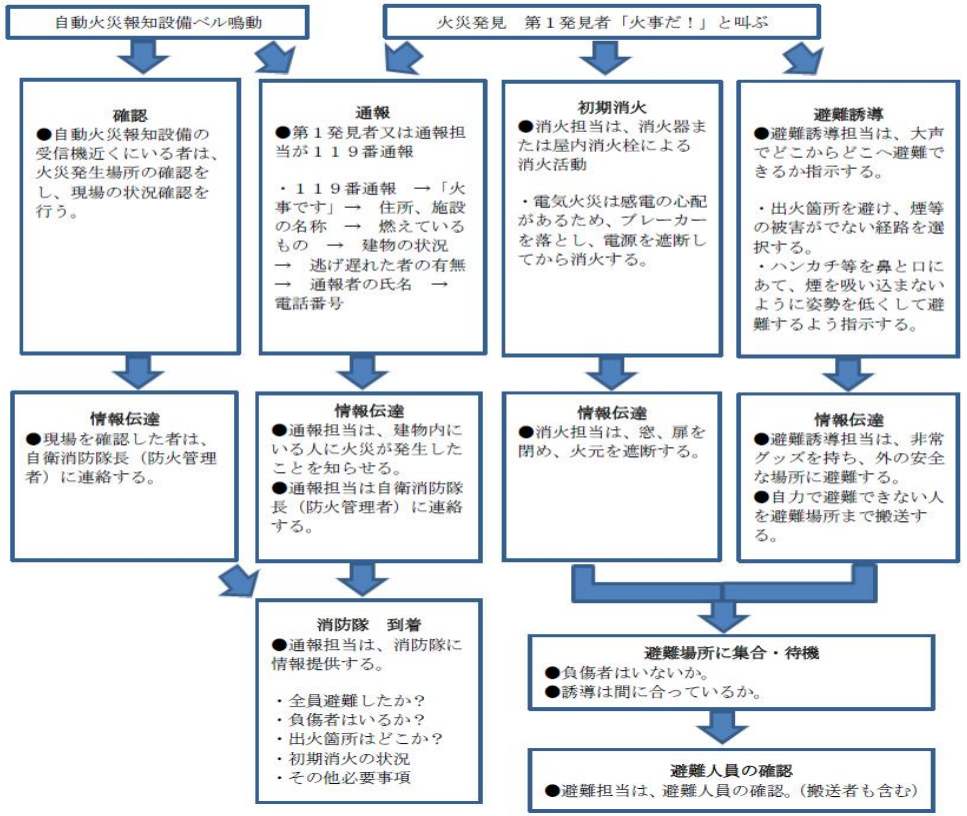
1　非常災害に関する掲示について

（５）非常災害対策計画の行動手順　例（火災、火山災害）

３　火　災

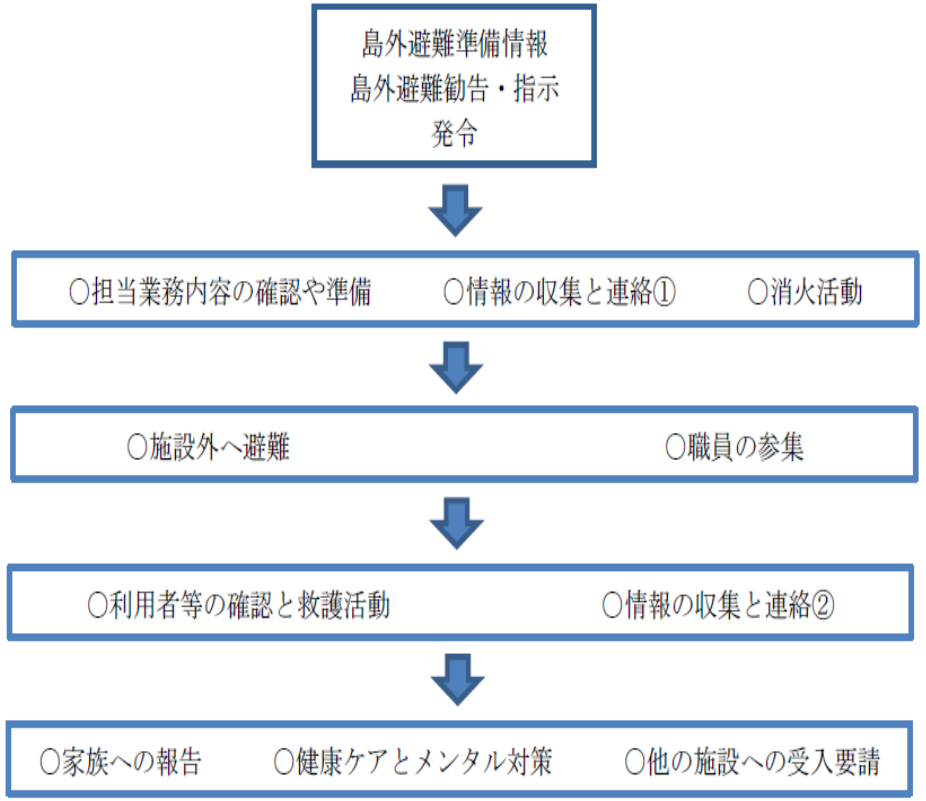
常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



４　火山災害

常日頃から注意をはらい、いざという時に備えておく必要がある災害です。



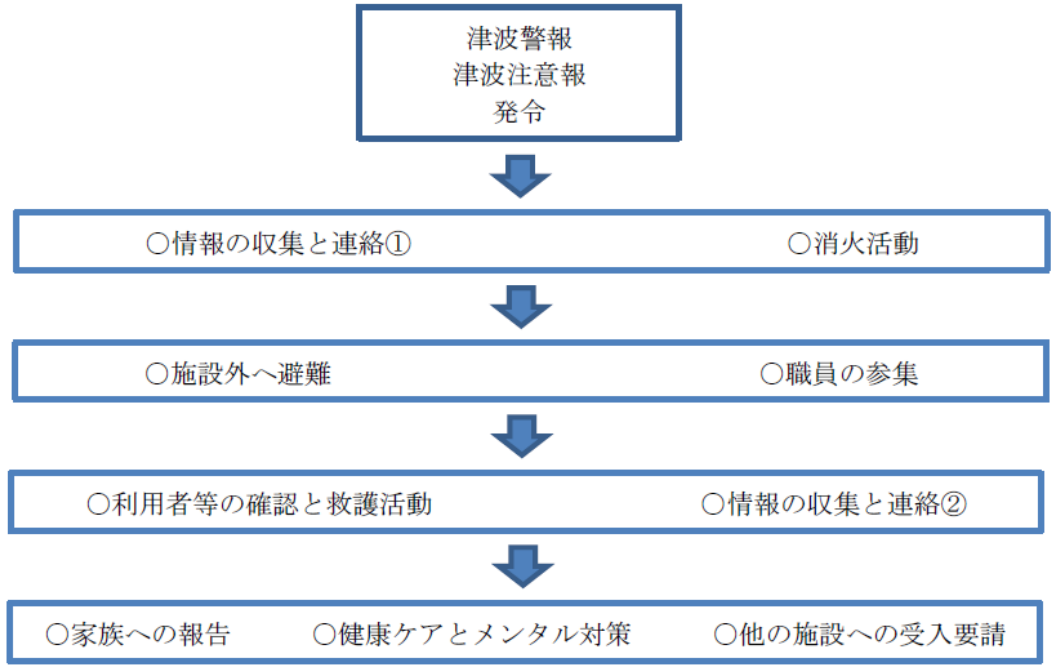
1　非常災害に関する掲示について

（６）非常災害対策計画の行動手順　例（津波）

５　津　波

地震発生に伴い、起こりうる災害です。地震が離れた地域で発生し、本市に地震災害が起こらなくても、津波災害がおこることがあります。
いざという時に備えておく必要がある災害です。

【非常災害時の行動手段】



１　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

非常災害対策の具体的計画を作成する際は、本市ＨＰに掲載してあります
【高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き（改訂版）】
（ＰＤＦ）をご参照ください。
（市ホームページ＞健康・福祉＞介護保険＞事業者関係＞非常災害対策・防災対策
＞高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き）

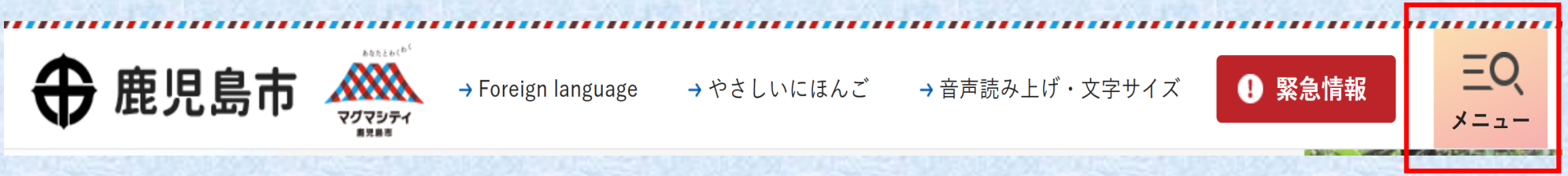
◀二次元コード

なお、次ページ以降は、市ホームページから
検索する場合の検索方法をお示しします。

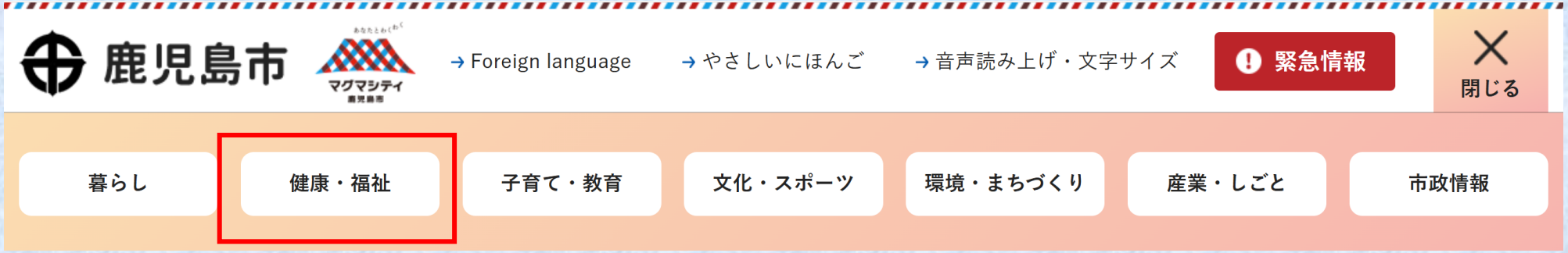
1　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

①市ホームページの右上のメニューを押します。



②健康・福祉を押します。



1　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

③介護保険の「＋もっと見る」を押して、「事業者関係」を押します。



１　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

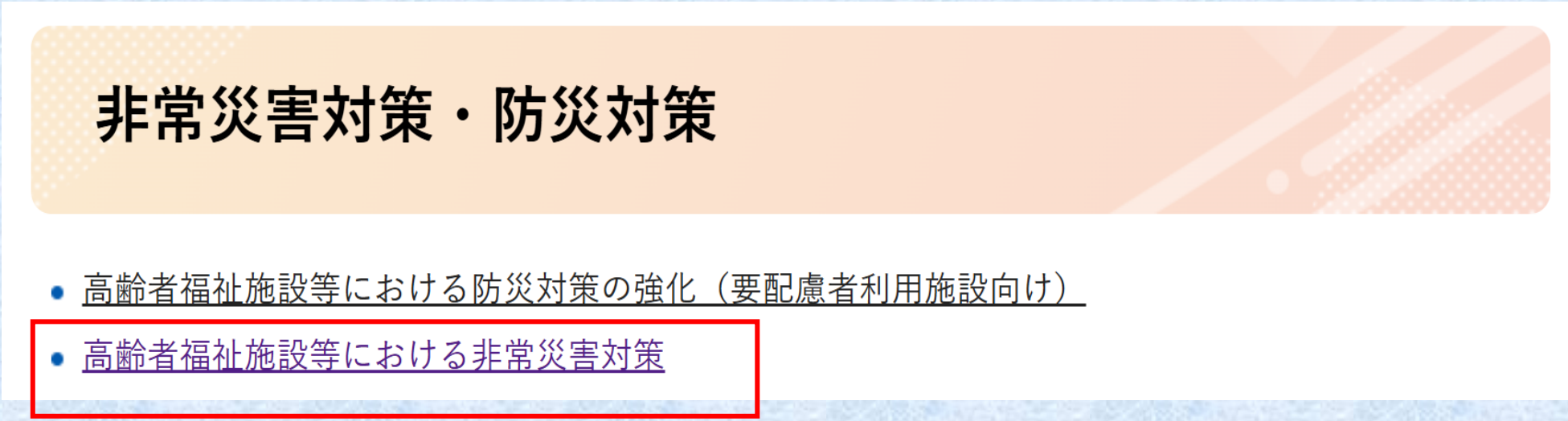
④「非常災害対策・防災対策」を押します。



1　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

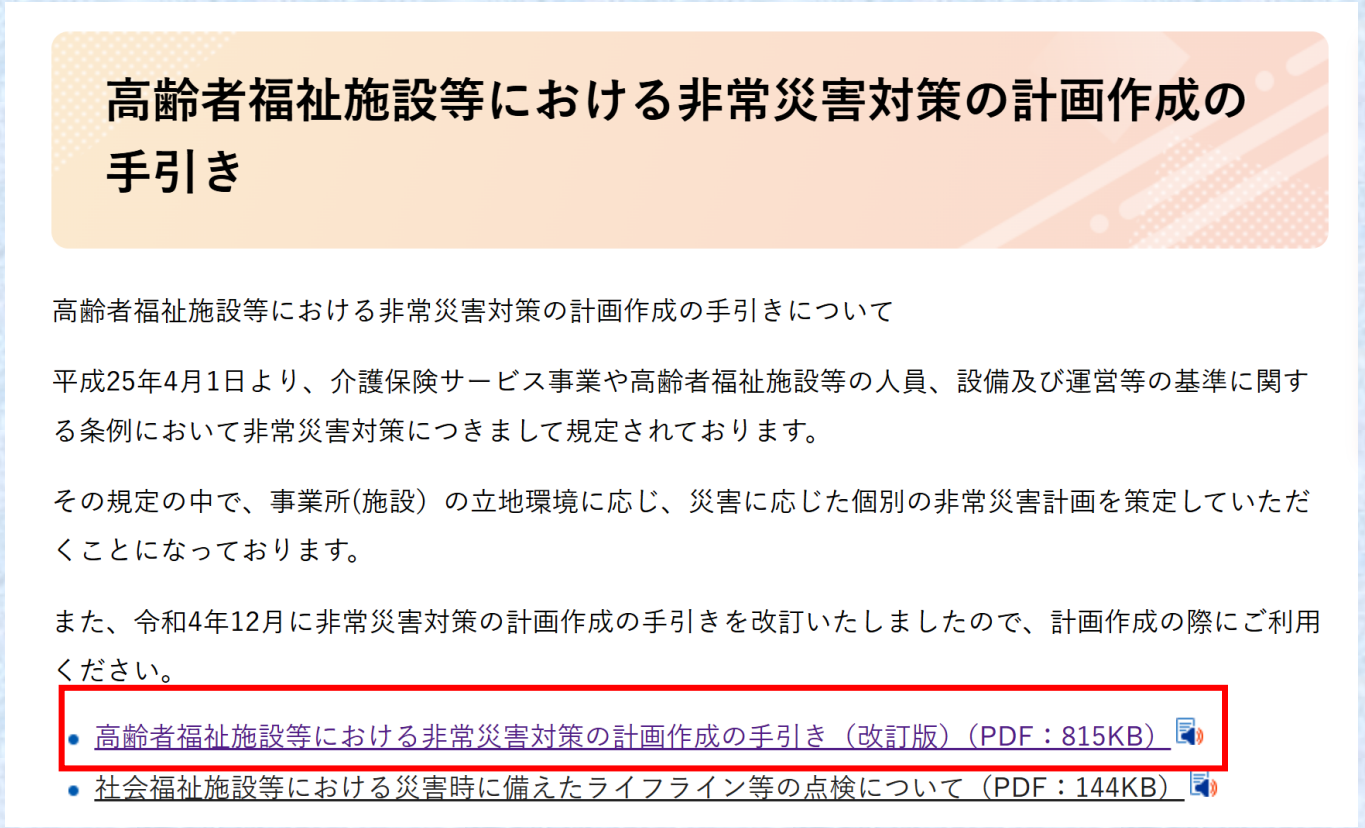
⑤「高齢者福祉施設等における非常災害」を押します。



１　非常災害に関する掲示について

（７）非常災害対策の計画作成の手引きについて

⑥「高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き（改訂版）」（ＰＤＦ）をダウンロードできます。



高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き

高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引きについて

平成25年4月1日より、介護保険サービス事業や高齢者福祉施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例において非常災害対策につきまして規定されております。

その規定の中で、事業所(施設）の立地環境に応じ、災害に応じた個別の非常災害計画を策定していただくことになっております。

また、令和4年12月に非常災害対策の計画作成の手引きを改訂いたしましたので、計画作成の際にご利用ください。

- 高齢者福祉施設等における非常災害対策の計画作成の手引き（改訂版）（PDF：815KB）
- 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について（PDF：144KB）

2　その他の周知事項

（１）グループホームにおける食材料費の取り扱いについて

【対象：認知症対応型共同生活介護】　令和６年11月15日　長寿あんしん課通知

①グループホームにおいて食事に関して徴収できる費用は「食材料費」であり、他の介護サービスにおける「食事の提供に要する費用」とは異なり、調理に係る費用（人件費等）を含めることはできない。

②食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要がある。

③食材料費の額やサービスの内容については、サービスの利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要がある。

２　その他の周知事項

（２）「カスタマーハラスメント防止措置」や
「求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置」が、
中小企業の事業主にも令和８年１０月１日より義務化されています。

性的言動、優劣的な関係を背景とした言動により就業環境が害されることが無いよう、各事業所において、研修等を実施していただきますようお願いいたします。

●事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料

厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために	検索

各種感染症に伴う運営指導について

運営指導は、各事業所の利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現と保険給付の適正化を図るために行っております。

今後も各種感染症の状況をみながらの対応となることが想定されますが、運営指導へのご協力をお願いします。

介護保険サービスにおける
不適正事例について
（本市における行政処分）

指定取消

令和６年度　　１件
令和７年度は無し

サービスの種類

地域密着型通所介護・予防型通所介護

処分年月日（指定取消年月日）

令和7年3月15日（令和7年3月31日）

処分の理由

人員基準違反

（介護保険法第78条の10第4号、第115条の45の9第1号）

1．少なくとも令和5年7月から令和6年11月までの間、看護職員を1人以上配置していなかった。

処分の理由

不正請求（介護保険法第78条の10第8号、第115条の45の9第2号）

1. 令和5年8月から令和6年11月まで、人員基準違反に伴う人員欠如減算をせずに、給付費を請求し続けた。

※その他、上記に伴う加算3項目

経済上の措置

不正に請求して受領していた介護給付費を返還させるほか、
法第22条第3項の規定により、当該返還額に100分の40を乗じて
得た加算額を請求する。

不正請求額	6,879,233円
加算額	2,383,762円
返還額	9,262,995円

その他

- 当該法人は指定取消日から起算して5年を経過しない間、地域密着型サービス事業者の指定不可

- 指定取消日から起算して5年を経過しない間、当該不利益処分にかかる聴聞通知日の60日以内に当該法人の役員及び管理者であった者が役員又は管理者である法人は、地域密着型サービス事業者の指定不可

行政処分となった事例はすべて
事業所名もふくめ、市として公表し、
市ホームページ上への掲載をおこないます

これまでの事例では
テレビや新聞などで報道されています

動画の終わりに

この動画で説明したこと以外に重要な点、注意が必要な点はたくさんあります。

ホームページ掲載の各種サービス別の**「運営指導における主な指摘事項」**も熟読いただき、条例や解釈通知に則って、適切な運営を行い、今後もより良いサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

運営指導において、全てを確認することはできませんので、常時ホームページに掲載してあります（運営指導時の）事前提出資料を、自己点検にご活用ください。

ご清聴ありがとうございました

引き続き、資料をご確認いただき、確認終了後、

期限内に『確認票』を市へ送信してください。

よろしくお願いいたします。

1事業所（事業所番号）ごとに、
どなたか1名のみ送信してください。
1事業所で、複数名又は複数回の
送信をすることがないよう、注意して下さい。
※総合事業は送信不要です。

マグマシティPRキャラクター
火山の妖精「マグニョン」



マルニョン



ベビニョン

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市